

## 第1号議案 2021年度事業経過報告

今年度の労働相談センターと県労連に寄せられた相談人数は昨年よりも増え139人となり、男性84人の60.4%女性は55人の39.6%、20代から60代の世代で二けた以上の相談数となっています。雇用形態では、正社員が52人の37.4%、契約・派遣などの非正規労働者が50人の35.9%となっています。相談内容は、パワハラ・セクハラが42件の22.9%、解雇・雇止め・退職強要が34件18.5%、メンタル不全が25人13.6%、労災が14件7.6%と続いています。「その他」が36件19.6%。女性施設長がワクチン接種で熱が出ていた男性勤務者の対応ミスで入居者が倒れて骨折したことが自身の管理責任が問われるのか、男性経営者から濃厚接触者の休みの賃金保障の相談などコロナによる内容も相当の数になっています。相談の契機は、インターネットからが84人60.4%、団体・知人の紹介が51人の36.6%となっています。組合加入や結成に繋がったのは6人と集計していますが、その他に法人の病院での支部結成5人という状況も生まれています。

パワハラ、メンタル不全が合わせて67件36.6%は、労働環境のひどさを如実に表しています。成績不良や仕事ぶりが気に入らないと突然首を言われる、ノルマが達成できないから賃下げ、加えて嫌がらせが横行している状況が伺え、相談者の切実さが伝わってきます。

昨年と同様、引き続きコロナ禍で非正規や女性には厳しい現実が浮き彫りになったと言えます。もともと賃金が低く、貯蓄もできなかった非正規労働者への影響が大きく、失業や休業で収入が途絶える期間が長引きことになり、たちまち食べるものがなくなり、住む場所さえ失うような困窮状態になる例が各地から報告されています。対応した多くの相談の背景にあるものは新自由主義の「冷たく弱い経済」です。この国の労働施策が不十分でひとたびバブル崩壊やリーマンショック、コロナなど大きな出来事があった時、とりわけ弱い立場で働く人たちをさらに弱く、困難へと導くようになっています。

相談者に寄り添い課題を明らかにし、社会に可視化していくことが私たちに求められています。今年も相談活動を通じて助かった人や頑張っている労働者などが生まれています。以下、具体例を上げます。

- 1) 9月末、大津プリンスホテルは非正規労働者だけを対象に約50人に対し、雇い止めを強行しました。一人が県労連一般労組に加入し、撤回を求めて交渉。会社側の弁護士は、「非正規労働者は『雇用の調整弁』」だと言い放ち、雇い止めを正当化。また無期転換権の行使をした労働者を解雇しました。二度の団体交渉で解雇撤回を迫りましたが撤回させることが出来ず訴訟を検討しています。
- 2) 財団法人の病院で働く看護師が、ドクターと上司からパワハラ・嫌がらせを受けているが相談の契機。日赤OBの看護師も参加しての相談は、日赤での対応と自分たちの職場との違いにびっくり。ぜひとも、私たちの言い分が通る明るい職場を

つくりたいと相談者が決意。職場での出来事を11人がメモや記録にするなどの動きがあるなか、5人が加入自治労連の病院支部として発足。

- 3) 県内の平和堂で30年働く女性がボーナス支払ってもらえないと、労基署などあちこちに相談したが埒明かずネットで調べて相談。組合に入れば一緒に交渉することが出来ると話すと即加入。本人の言い分を会社に提出団体交渉を申し入れると、複数回のやり取りで会社側の弁護士から、「本来支払う義務はないが訴えを認めて支払う」との回答。女性は改めて組合の力と声を出すことの大切さを学び組合員を継続しています。
- 4) 上司から指示に従わないと「解雇」だと言われて、清掃業務の男性が知人の紹介で相談。解雇をチラつかしての業務指導は不当であること、一般労組に入れば一緒に交渉できることを伝えると加入を承諾。
- 5) コロナ禍で職場が休業となるなか、雇用調整助成金が拡充されたにもかかわらず、会社は請求をせず、休業補償を払わない、という内容が多く寄せられました。会社の都合で休んでいるのになぜ賃金が保障されないのかの相談には、休業ならば雇用調整助成金の対象となることを説明し、給付に繋げました。声をあげることが大切です。
- 6) 外国人技能実習生の長時間かつ不払い労働の深刻な実態が見えました。東近江市の繊維工場で働く中国人女性の賃金と時間外不払いの訴えを社長に伝え対応しました。社長は最初から白を切り、管理組合に責任があるの一点張りでしたが、彼女が勤務時間を克明に記録していたことを基に毎月大きな不払いがあることを示すと、これをようやく認め100万円以上の支払いが実現しました。この実態を労働局に伝えました

## 第2号議案 2021年度会計決算報告

別紙決算書のとおり。

## 第3号議案 2022年度事業計画

### (1) 労働相談事業

21年度の相談件数139件の内、「電話、面談で一応解決」したのが102件73.3%、

相談を「継続、単産などを紹介」が37件26.6%です。非正規雇用が4割に迫る状況が全体の労働条件・環境を引き下げている中、労働相談は大きな役割を果たしています。労働相談の契機としての中心はネットですが、「団体・知人の紹介」も51件36.6%で、コロナ禍での民主団体が取り組みを強めた反映と考えられます。知人に紹介された、過去の相談者に紹介されたというのもあり、これまで信用を培ってきたことが強く感じられます。「相談者の思いに寄り添う」ことを基本に二度、三度と会うなかで本心や本当の課題が聞けることが多く、引き続き、働く人の声に寄り添っていきたいと考えています。相談員2名と県労連との体制を中心に、産別組合との支援援助を受けて相談活動を進めます。

#### (2) 相談員の育成と研修

今後のセンター充実をめざし、相談員の育成にとりくんでいくことが必要になっていきます。各単産や青年ユニオンなどから労働相談のサポートを通じて経験をつんでいくことや、専門的な知識やノウハウを研修して習得できるような「労働相談活動基礎講座」なども県労連とともに実施したいと思います。

#### (3) 財政の強化

専任相談員の配置が続けられるよう、財政の確立をめざします。

#### (4) 個人会員の拡大

個人会員をさらに拡大していく必要があります。正会員・賛助会員とも、少なくとも50人を目標にとりくみます。

## 第4号議案 2022年度予算 別紙予算書のとおり



## 2021年度一般会計 予算決算比較(活動計算書)

## 特定非営利活動法人滋賀労働相談センター

科 目	予算額	決算額	増減
I 経常収入の部			
1 会費収入			
団体会員 会費	750,000	572,000	-178,000
個人会員 会費	50,000	18,000	-32,000
2 事業収入			
事業収入	0	0	0
3 その他収入			
カンパ収入	50,000	1,000	-49,000
定期預金利息		3	3
その他収入	0	0	0
経常収入合計	850,000	591,003	-258,997
II 経常支出の部			
1 事業費			
労働相談110番事業	10,000	0	-10,000
2 管理費			
広報宣伝費	0	3,000	3,000
人件費			
相談員手当	0	0	0
通勤手当	0	0	0
事務費			
事務所費	10,000	0	-10,000
図書費	0	0	0
通信費	80,000	66,362	-13,638
会議費			
会場費	0	0	0
印刷費	5,000	0	-5,000
活動費			
活動手当	420,000	420,000	0
負担金	0	0	0
交通費	10,000	0	-10,000
雑費			
雑費	10,000	0	-10,000
3 積立金	0	0	0
経常支出合計	545,000	489,362	-55,638
経常収支差額	305,000	101,641	-203,359
III その他資金収入の部	0	0	0
IV その他資金支出の部	0	0	0
その他資金収支合計			
当期正味財産増減額	305,000	101,641	-203,359
前期繰越正味財産額		133,903	133,903
次期繰越正味財産額	290,000	235,544	-54,456

貸借対照表(2022年3月31日現在)

NPO会計

科目	資産	負債・資本
未収入金	11,000	
npo現金	224,544	
資産合計	235,544	
借入金		0
負債合計		0
前期繰越利益		133,903
当期利益		101,641
資本合計		235,544
計	235,544	235,544

一般会計財産目録

2022年3月31日現在

特定非営利活動法人滋賀労働相談センター

科目・摘要	金額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	224,544		
未収金	11,000		
流動資産合計		235,544	
2 固定資産			
土地			
建物			
固定資産合計		0	
資産合計			235,544
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
預り金 職員に対する源泉所得税	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給与引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			235,544